

# ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン

平成 1 8 年 8 月 1 6 日付 農林水産省告示第 1163 号

動生剤基準のニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合（油性アジュバント加）不活化ワクチンの 3.5.2、3.5.5 及び 3.5.6 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。